

撮影施設使用契約書

A-management(以下「甲」と、撮影施設を利用する制作会社(以下「乙」)は、甲が手配する撮影施設(以下「本施設」)の使用について、次のとおり契約を結ぶ。

前文

甲は、施設オーナーから委託を受け、撮影時のオーナーの現場代行と撮影コーディネートをを行う事業者である。乙は、甲を通じて本施設を撮影に使用する。本契約は、乙の申込(書面またはメール。以下「申込書」)に書かれた撮影ごとに適用する。

第1条～第3条 目的・定義・申込

第1条(目的) 甲は乙に対し、申込書に書かれた撮影のために本施設を使用させ、乙はこれに対し料金を支払う。

第2条(定義)

- 「使用時間」とは、搬入開始から、清掃と原状回復を終えて完全に撤収するまでの時間をいう。
- 「施設使用料」とは、本施設の掲載ページまたは見積りに定める1時間あたりの単価に使用時間を掛けた金額をいう。
- 「関係者」とは、乙の従業員、出演者、委託先その他乙の撮影に関わる全ての者をいう。

第3条(申込と成立)

- 乙は、本施設の掲載ページに定める申込期日までに、作品名・撮影内容・日時・人数・車両台数を申込書に書いて甲に申し込む。
- 本契約は、甲が申込を承諾したことを乙に通知したときに成立する。
- 申込内容を変えるときは、乙は事前に甲の承諾を得る。

第4条～第5条 料金・支払

第4条(料金)

- 乙は甲に、施設使用料を支払う。金額は掲載ページまたは見積りのとおりとし、消費税は別にいただく。
- 最低使用時間は掲載ページに定める時間とし、実際の使用時間がこれより短い場合も最低使用時間分を支払う。
- 施設使用料のほかに、調整料として施設使用料1時間分を支払う。
- 予定の終了時刻を超える場合、乙は事前に甲に相談する。甲は、次の予約などの事情により延長を断ることができる。延長は1時間単位とし、予定の終了時刻または延長の区切りから15分に達した時点で、1時間分の延長料金を加算する。延長料金は、延長した時間帯の条件に応じた施設使用料とする。事前に相談なく延長した場合は、当該延長分の施設使用料の2倍を延長料金として設定する。
- 早朝・深夜の撮影は、掲載ページまたは見積りに定める割増を加算する。
- CM撮影は別途見積もりとする。

第5条(支払)

- 支払は、撮影当日の現金、または甲の請求書による振込とする。
- 請求書による場合は、撮影月の翌月末日までに支払う。振込手数料は乙が負担する。
- 請求書は一式で発行する。
- キャンセル料、延長料金その他本契約による支払で、前項の期日がないものは、甲の請求書の日から30日以内に支払う。
- 支払期日を過ぎたときは、乙は年14.6%の遅延損害金を支払う。
- 督促や回収にかかった費用(弁護士費用を含む)は乙の負担とする。
- 支払期日から30日を過ぎても支払がないときは、甲は事前の通知なく、支払督促、少額訴訟その他の法的手続き(強制執行を含む)をとることができる。

第6条～第8条 キャンセル・中止

第6条(乙の都合によるキャンセル)

- 乙が撮影をキャンセルするときは、下の表のキャンセル料を支払う。割合は、申込時の施設使用料(最低使用時間分以上)に対するものとする。
- キャンセルの日は、甲が乙から連絡を受けた日とする。
- 日程変更も、変更前の撮影日について本条を適用する。ただし、甲が認めた場合はこの限りでない。

キャンセルの日	当日・前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	8日前	9日前以前
キャンセル料	100%	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	なし

第7条(不可抗力) 天災、悪天候、感染症、停電その他甲乙どちらの責任でもない理由で撮影できないときは、甲乙で日程変更を優先して協議する。変更できないときは契約を終了する。この場合、キャンセル料はかからず、甲は受け取った料金を返し、甲乙とも互いに損害の責任を負わない。

第8条(甲の都合による中止) 甲の都合で本施設を提供できないときは、甲は受け取った料金を全額返し、代わりの施設または日程をできる範囲で提案する。甲はこれを超える責任を負わない。

第9条～第12条 施設の利用

第9条(現状のままの提供) 本施設は現状のまま提供する。老朽化した箇所、残置物、段差、高所があることを乙は了解し、下見や当日の説明で安全を確かめる。立入禁止の場所には入らない。

第10条(事前の許可が必要な撮影) 次の撮影は、事前に内容を甲に伝え、許可を得る。消防署などへの届出が必要な場合は乙が行う。

- 火気、発煙、スモーク、火薬を使う撮影
- 水、血のりなどで施設が汚れるおそれのある撮影
- 殺陣、アクション、車両の走行を伴う撮影
- 備品や設備を大きく動かす、または建て込みをする撮影

第11条(公道・近隣) 施設の外の道路で撮影するときの道路使用許可は、乙が取る。乙は、騒音、駐車、ゴミの持ち帰りなど近隣へ配慮し、甲の指示に従う。

第12条(作品内容) 甲は、次の作品の撮影を断ることがある。申込内容と違うことが分かったときは、撮影を中止できる。この場合も乙は料金の全額を支払う。

- 公序良俗に反するもの
- 実在の施設と誤解される形で、本施設やオーナーの評判を損なうもの
- 安全を損なうおそれがあるもの

第13条～第17条 責任

第13条(原状回復) 乙は、撮影後に本施設を撮影前の状態に戻し、汚れを清掃して甲の確認を受ける。破損や汚損があったときは、すぐに甲に知らせる。乙が原状回復を終えないときは、甲が代わりに行き、その費用は乙の負担とする。

第14条(損害賠償) 乙または関係者が本施設、備品、近隣に損害を与えたときは、乙が修復費、営業補償その他の損害を賠償する。

第15条(撮影保険) 乙は、賠償責任保険などの撮影保険に入って本施設を使う。甲が求めたときは加入を示す書類を見せる。保険に入らず破損などがあったときは、前条の損害の全額を乙または現場責任者に請求する。

第16条(甲の免責と上限)

1. 撮影中の事故、けが、機材や私物の破損・盗難について、甲は責任を負わない。ただし、甲の故意または重大な過失による場合は除く。
2. 甲が賠償責任を負う場合も、その額は本契約の料金額を上限とする。

第17条(違約金) 乙が申込内容と違う使い方をし、本施設やオーナーのイメージや信用を大きく損なったときは、損害賠償とは別に、施設使用料と同額を違約金として支払う。

第18条～第23条 一般条項

第18条(直接交渉の禁止) 乙と関係者は、甲の許可なく、本施設のオーナーに直接交渉や問い合わせをしない。本契約の終了後1年間も同じとする。

第19条(秘密保持) 甲乙は、本契約で知った相手やオーナーの秘密(施設の住所・連絡先、作品の内容を含む)を、相手の承諾なく第三者に漏らさない。ただし甲は、乙の承諾を得て、作品名を撮影実績として掲載ページなどに載せることができる。

第20条(反社会的勢力の排除) 甲乙は、自らが暴力団など反社会的勢力でなく、関係もないことを約束する。相手がこれに反したときは、予告なく契約を解除できる。

第21条(解除) 乙が本契約に反し、甲の指示に従わないときは、甲は撮影を中止させ、契約を解除できる。この場合も乙は料金の全額を支払う。

第22条(合意管轄) 本契約に関する争いは、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第23条(協議) 本契約にないことや解釈に迷うことは、甲乙が誠実に話し合って決める。

署名

本契約の成立を証するため、本書を作り、甲乙が署名または記名押印する(電子署名・メールでの承諾も可)。

	甲	乙
屋号・会社名	A-management	
住所		
担当者		
現場責任者		
署名・日付		